

ソフトウェア使用許諾およびサービス契約書

本ソフトウェア使用許諾およびサービス契約書は、発効日 (下記で定義) において 100 Washington Avenue South, Suite 1100, Minneapolis, MN 55401 に主たる事業所を置くミネソタ州の有限会社 JAMF Software, LLC (「Jamf」) と次の当事者 (「お客様」)(各自「当事者」、総称して「両当事者」) との間で締結されました。本ソフトウェア使用許諾およびサービス契約書は、後の改定契約書または注文書と併せて「**本契約**」といたします。

1. **総論**：本契約は、お客様が Jamf のソフトウェアをライセンスまたはアクセスする、および該当する注文書でお客様が要求したサービス (以上、本契約書内で定義) を取得する基本契約です。本契約は、お客様がライセンスを付与されたソフトウェアまたは購入したその他のサービスを定める単数または複数の注文書により履行されます。
2. **定義**：下記に定義された用語は、本契約で定義された他の用語と併せて本契約書内で使用されます。
 - a) 「**関連会社**」とは、当事者が 50 パーセントを超える株式を保有し、当該法人に対し管理支配権を行使する法人、当事者と共通の支配下にある法人、または当事者の議決権の 50 パーセント超を保有する法人を意味します。
 - b) 「**コンポーネント**」とは、追加機能を有効にするためにソフトウェアに特定の機能を追加する任意のプラグイン、またはアプリケーションプログラミングインタフェース (「API」) で、第三者製のシステムをソフトウェアに接続する為に使われる任意のコネクタで、Jamf によりお客様に支給されるか、または追加費用や条件の対象となります。
 - c) 「**お客様のコンテンツ**」とは、お客様によるソフトウェアの利用に関連してお客様がソフトウェアに入力するあらゆる情報を意味します。お客様のコンテンツには、個人情報が含まれる場合があります。お客様のコンテンツには、ホスティングサービスの利用に関連してお客様が展開する第三者製ソフトウェア (「**第三者製コンテンツ**」) は含まれません。
 - d) 「**データ保護法**」とは、本契約日時点で有効な、データプライバシー、データセキュリティ、および/または個人情報の保護に関連する現地、地方、州、連邦、または国別の該当する国内外の法律、規則、指令、および規制を意味します。これには、EU 一般データ保護規則 (「**GDPR**」)、規則 2016/679 が含まれますが、これらに限定されません。
 - e) 「**デバイス**」とは、Apple iOS、macOS または tvOS デバイスを意味します。
 - f) 「**文書**」とは、<https://www.jamf.com/ja/resources/product-documentation/> に掲載され随時更新されるソフトウェアの機能およびソフトウェアの使用方法を説明する、あらゆる形態の Jamf の確定的な技術仕様およびユーザーガイドを意味します。
 - g) 「**ホスティングサービス**」とは、お客様が使用できる特定の地域のデータセンターに配置されている、サービスベアのソフトウェア上での特定のソフトウェアのインスタンスへのお客様のアクセスを意味します。
 - h) 「**知的財産権**」とは、特許を取得していない発明、特許出願、特許、意匠権、著作権、商標、サービスマーク、商号、ドメイン名権、ノウハウその他の営業秘密権、その他すべての知的財産権、それらの派生物および世界中で同様の性質を持つ保護の形態を意味します。
 - i) 「**JumpStart**」とは、Jamf 認定エンジニアがお客様によるソフトウェアのインストールおよび/または構成を援助するオンサイトまたはリモートでのサービス並びに、ソフトウェアおよび/またはホスティングサービスの使用に関する指示を意味します。
 - j) 「**オンプレミス**」とは、お客様またはその第三者サービスプロバイダのハードウェアを利用してお客様またはその第三者サービスプロバイダの環境に展開されたソフトウェアのインスタンスを意味します。
 - k) 「**注文**」とは、その時点での見積書の支払いと承認の約束を示す、お客様が発行した発注書、スケジュール、その他の注文書を意味します。すべての注文は本契約の対象となり、注文に含まれる追加または矛盾する条件は Jamf を拘束せず、Jamf はかかる条件を明示的に拒否します。
 - l) 「**個人情報**」とは、ホスティングサービスの提供に関連して、またはその結果として、または適用されるデータ保護法に規定されている方法で保存、処理、または転送される、特定されたまたは特定可能な自然人に関する情報を意味します。非識別化された情報、匿名化された情報および統計情報は個人情報に含まれません。
 - m) 「**プレミアムクラウド**」とは、ホスティングサービスの一部であるサーバの柔軟性とサーバに対する制御を強化する、ホスティングサービスを対象とした任意のアドオンを意味します。

- n) 「**プレミアムサービス**」とは、Jamf のプロフェッショナルサービスエンジニアまたは Jamf 認定インテグレータがオンサイトまたはリモートサービスのために提供する、<https://www.jamf.com/ja/services/premium-services/> に記載された Jamf の任意のプロフェッショナルサービスプログラムを意味します。
- o) 「**プレミアムサポート**」とは、<https://www.jamf.com/ja/support/jamf-pro/> に記載された Jamf の任意のプレミアム技術サポートプログラムを意味し、かかるプログラムにはサポートの可用性の強化と専任のサポート専門家へのアクセスが含まれます。
- p) 「**プッシュ証明書**」とは、Apple 社 (「Apple」) とお客様の Apple デバイス間に信頼できる接続を確立する証明書を意味します。Apple のプッシュ通知サービス (「APN」) は、お客様の Apple デバイスに本ソフトウェアと通信を可能にするサイレント通知を送信します。Apple は、プッシュ証明書の定期的な更新を必要とします。
- q) 「**見積書**」とは、お客様が注文するソフトウェアおよび/またはサービス、ならびにサブスクリプションおよび/またはサービスの条件と適用料金を特定するシステムによって生成される Jamf からの提案を意味します。
- r) 「**サービス**」とは、総称して、ホスティングサービス、プレミアムクラウド、JumpStart サービス、サポートおよび保守、プレミアムサポート、プレミアムサービス、トレーニングサービスおよび/またはその他のプロフェッショナルサービスを意味します。カスタム開発業務は、サービスには含まれません。
- s) 「**ソフトウェア**」とは、Jamf から提供される修正、アップデート、および新しいバージョン (「**アップデート**」) を含めた、該当する注文で特定される Jamf の専有ソフトウェアを意味します。ソフトウェアおよびアップデートには、大幅に強化された機能または違う機能を持つ、または個別のライセンスを必要とするコンポーネントやその他 Jamf 製品は含まれません。試験用ソフトウェアは、ソフトウェアには含まれません。
- t) 「**作業指示書**」 (「**SOW**」) とは、目的、範囲、およびお客様の要件を含めた、お客様に提供される JumpStart サービス、プレミアムサービス、またはその他のサービスについての記述を意味します。
- u) 「**サポートおよび保守**」とは、<https://www.jamf.com/ja/support/jamf-pro/> に記載された Jamf の標準技術サポートリソースへのアクセスおよびソフトウェアのアップデートを意味します。
- v) 「**試験用ソフトウェア**」とは、(i) 試用、評価、または同様の目的、または (ii) ベータ版、プレビュー、またはリリース候補版など、まだ広く公開されていないソフトウェアのバージョンの試験のために、ホスティングサービスとして、または限られた期間中のデバイス上への展開の為に、お客様のオンプレミスに提供されるソフトウェアのインスタンスを意味します。
- w) 「**第三者サービスプロバイダ**」とは、お客様の利益のために、お客様の社内業務をサポートすることのみを目的として、外部委託された IT サービスを実施する第三者サービスプロバイダまたは請負業者を意味します。
- x) 「**トレーニングサービス**」とは、<https://www.jamf.com/ja/training/> に記載する Jamf が提供するオプションの認定コースおよび/またはプライベートのオンサイトトレーニングを意味します。

3. **ソフトウェアのライセンス**：本契約の条件に従い、Jamf はお客様に対し、(i) オブジェクトコード形式のみのホスティングサービスまたはオンプレミスを介したソフトウェアへのアクセスと使用、および/または (ii) お客様のデバイスへのソフトウェアのインストールと使用のための、非独占的、サブライセンス不可、譲渡不可のライセンスを付与します。いずれの場合も、かかる付与はお客様の社内業務のみを目的とし、該当する注文 (「**サブスクリプション**」) で指定された数のデバイスおよび期間のみを対象とします。

- (a) ソフトウェアは、デバイス数など該当する注文書に定められた使用上限の対象となります。お客様が契約上の使用限度を超過した場合 (「**過剰使用**」)、お客様は Jamf からの要請に応じて速やかに該当ソフトウェアの追加数量に対する注文を実行し、下記第 5 項に従って超過使用分の請求を支払うものとします。
- (b) お客様は、(i) 本番環境でのソフトウェアの単一インスタンスを使用すること、(ii) お客様の社内業務のサポートだけを目的として、非本番環境での本ソフトウェアの妥当な数のインスタンスを作成すること、そして、(iii) アーカイブおよびバックアップのための妥当な数のソフトウェアのコピーを作成すること、および社内業務目的でのみの妥当な数の文書のコピーを作成することができます。上記にかかわらず、お客様は自らの利益のためにソフトウェアを管理する為に、ソフトウェアのインスタンスを第三者サービスプロバイダにサブライセンスすることができます。試験用ソフトウェアは、Jamf が承認した期間および目的でのみ使用することができ、現状のまま一切の保証なく提供され、Jamf はすべての保証、補償その他すべての責任を放棄します。試験用ソフトウェ

アは本番以外での使用のみを目的としており、サポートおよび保守の対象ではありません。お客様による試験用ソフトウェアの使用は、Jamf からの通知により終了する場合があります。

4. **サービス**：本契約では、あらゆるサービスの提供を規定します。Jamf は、サービスを履行する全人員が適切な監督下にあり、適切なトレーニングを受けていることを保証します。お客様の事業所内で実施されるサービス（「**オンサイトサービス**」）は、適用される SOW に記載されるものとし、お客様は Jamf の人員が不適合、不適合、またはお客様にとってセキュリティ上のリスクがあると合理的に判断した場合、Jamf の人員を外すことができます。両当事者の書面による合意がある場合を除き、Jamf はお客様のシステムへのアクセスも、付き添いなしでのお客様の事業所へのアクセスもできません。お客様は、Jamf がサービスに関連した創作活動やカスタムソフトウェアの開発を実施しないことを認めます。あらゆる創作活動やカスタム開発業務は、別途書面での契約に基づき実施されます。

a) **ホスティングサービス**：ホスティングサービスへのアクセスは、定期的にスケジュールされた保守または緊急保守を除き 24 時間年中無休で提供され、サーバーオペレーティングシステム、バックアップおよびストレージ、ファイアウォール保護、およびホスティングサービスが常に稼働していることを確認するためのホストサーバの監視を含みます。Jamf は商業的に合理的な努力を払い、繁忙時以外の使用時間中に保守をスケジュールして、事前に通知します。Jamf のホスティングサービス可用性保証、定期保守、稼働時間、データ復元に関する情報は、www.jamf.com/resources/product-documentation/hosted-services-availability-commitment/ に記載し、お客様への通知により適宜修正されます。本項は、お客様がホスティングサービスを購入した場合のみ適用されません。

5. **支払条件**：該当する注文書に別途記載されている場合を除き、請求は、請求日から 30 日以内に支払われるものとし、お客様は、本ソフトウェアまたはサービスに対して、適用される注文書に記載された料金および適用される税金（超過使用料を含む）を支払うものとします。お客様が、Jamf が承認した再販業者から購入する場合、支払条件はお客様と再販業者の間で決定されます。

6. **関連会社および第三者サービスプロバイダに許可される使用**：お客様は、本契約においてソフトウェアの使用が許可されている範囲に限り、関連会社の利益のためにソフトウェアおよびサービスを使用することができます。関連会社は、本契約下においてソフトウェアのライセンスを付与することや、サービスを購入することが可能です。お客様は、本契約において許可された範囲内で、お客様の代理として、お客様の社内業務の支援目的でのみ、単数または複数の第三者サービスプロバイダにソフトウェアへのアクセスおよび使用を許可することができます。Jamf は、お客様、その従業員、関連会社、または第三者サービスプロバイダが本契約の条項に違反した場合、これら許可を取り消すことができます。お客様は、関連会社とその従業員、第三者サービスプロバイダとその従業員による、お客様に適用される本契約のすべての規定の全遵守に対する責任を負います。

7. **お客様の義務、表明、保証**：

- a) お客様は、必要に応じて自らの費用で、ソフトウェアおよびサービスへのアクセスと使用に十分または必要な (i) 内部ネットワーク、ハードウェア、モバイル機器、ソフトウェアアプリケーション、現行のオペレーティングシステム、およびサポートされている Web ブラウザ、そして、(ii) ブロードバンド、携帯電話、またはインターネットサービスを提供する必要があります。Jamf が、自らの裁量で適用する技術要件を変更する場合、かかる変更は事前にお客様に通知します。
- b) お客様は、Jamf が合理的に要求する形式にて、ソフトウェアまたはサービスの受領または納品を書面で認めるものとします。かかる認知が要求または提示されなかった場合、すべてのソフトウェアおよび/またはサービスは納品時に受領されたものと見なされます。
- c) お客様は、お客様のシステムまたはデバイスのソフトウェアの登録および/またはプッシュ証明書の要件に関連して Apple 社とその他すべてのソフトウェアベンダーにより課されるあらゆる要件に従うものとします。
- d) お客様は、自らが設定したパスワードの機密性を保持し、パスワードが共有またはその他の方法で開示されないようにする責任を負います。お客様は、お客様のユーザ名で実施される全ての業務において全責任を負います。
- e) お客様は、ソフトウェア、ホスティングサービス、および試験用ソフトウェアへの不正アクセスまたは不正使用を防止するための合理的な保護措置を実施し、ソフトウェアおよび試験用ソフトウェアを、文書および本契約に従ってのみ使用するものとします。

- f) お客様は、個人情報、お客様のコンテンツ、第三者のコンテンツを所有または使用する権利を有していること、および Jamf による本契約における義務の履行に関連して情報を提供、および使用する権利を付与するために必要な権利および法的権限 (データ保護法に基づく権利を含む) を有していることを表明し保証します。

8. **ソフトウェア使用の制限**：お客様は、本契約に規定されている場合を除き、次の事項を行えません。(a) ソフトウェアの一部をコピー、複製、配布、譲渡、レンタル、貸与、リース、またはサブライセンスすること、(b) ソフトウェアを、サービス機関、SaaS、時分割ベース、その他を問わず、それら第三者の為にサービスを提供するのに使用、または使用を許可すること、(c) ソフトウェアの全部または一部の翻訳、適合、修正、変更、他のソフトウェアとの結合 (結合は、ソフトウェアを他のソフトウェアと組み合わせて使用することを意味するものではありません)、または派生物の作成を行うこと、(d) ソフトウェアを人間が知覚できる形式 (適用法により明示的に許可されている場合を除き、かつ適用法により明示的に許可されている範囲においてのみ) にリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アSEMBル、またはその他の方法で変えること、(e) Jamf の事前の書面による同意なしに、本契約に基づいてお客様の代わりに本ソフトウェアを使用する権限のない第三者に、本ソフトウェアに関する専有情報を開示または提供すること、(f) Jamf の事前の書面による同意なしに、本ソフトウェアに関するパフォーマンスまたは評価結果を外部的に提供、開示、または公開すること、(g) ソフトウェアまたは文書に含まれる専有の通知または凡例を変更または削除すること、(h) ソフトウェアへのアクセスを使用して、ソフトウェアと類似または競合する製品、システム、またはサービスを開発すること、(i) ウイルスまたは有害なコンピュータコードを含む、または他者の知的財産または所有権を侵害するファイルまたは第三者のコンテンツをホスティングサービスにアップロードすること、(j) サーバ、コンピュータ、ルータ、ネットワーク、インターネット、またはソフトウェアの一部であるソフトウェアを含むホスティングサービスの運用に干渉すること、(k) ホスティングサービスおよび/またはそのコンポーネント、またはホスティングサービスにインストールされているソフトウェアの制御またはセキュリティ対策の無効化、妨害、迂回、または回避を試みること、(l) Jamf によって許可されたアクセス権の範囲を超えて Jamf のハードウェア、プログラム、またはデータへのアクセスを試みること、および (m) お客様のアクセスまたは認定が終了または一時停止された後、またはサブスクリプションが期限切れになった後に継続してソフトウェアまたはホスティングサービスへのアクセスまたは使用すること。

9. **知的財産の所有権**：お客様は、知的財産権を含むお客様のコンテンツにおけるあらゆる権利を所有します。ソフトウェア、試験用ソフトウェア、およびサービスには Jamf、その関連会社、または Jamf のライセンサーが独占的に所有する、占有および著作権で保護された資料、企業秘密、およびその他の知的財産権が含まれています。お客様は、Jamf、その関連会社、または Jamf のライセンサーから、ソフトウェア、試験用ソフトウェアまたはサービス (知的財産権および産業財産権を含む) に関する権利、権原、または利益を一切取得しません。お客様は、本契約の期間中または終了後に、かかる独占所有権に反するいかなる行為も行わないこと。お客様は Jamf に対して、ソフトウェア、試験用ソフトウェアまたはサービスについての提案、推奨、アイデアまたはフィードバック (「フィードバック」) を提供する義務を負いません。お客様 (またはお客様の第三者サービスプロバイダ) が Jamf にフィードバックを提供した場合、お客様はかかるフィードバックの所有権を Jamf に譲渡します。

10. **保証**：Jamf は、(a) ソフトウェアを所有またはライセンスし、ホスティングサービスへのアクセスを提供する権利を有すること (b) ソフトウェアおよびホスティングサービスは、文書に記載されている内容と実質的に一致すること (c) 本サービスは、業界標準に準拠したプロフェッショナルかつ専門的な方法で実行されること (d) ソフトウェアおよびサービスには、ウイルス、マルウェア、その他の悪意のあるプログラムまたは破壊的なプログラムや機能は含まれていないことをお客様に表明し保証します。これらの保証は、ソフトウェアまたはサービスが修正された場合、他の製品またはサービスと組み合わせられた場合、または文書に記載されているか Jamf によって書面で明示的に承認されている通り以外に使用された場合には無効となります。保証に基づく請求は、取引または保証の要因の発生から 1 年以内に行うものとします。

11. **免責事項**：第 10 項の規定を除き、Jamf はソフトウェアまたはサービスに関して一切の保証を行いません。Jamf または Jamf が承認した担当者からの口頭による情報やアドバイスは、何かの保証を構成するものではありません。Jamf は、商品性および特定目的との適合性の保証を含むがこれに限定されないすべての黙示保証を否認します。Jamf は、お客様がソフトウェアまたはサービスを楽しむための干渉、ソフトウェアまたはサービスに含まれる機能がおお客様の要件を満たすこと、ソフトウェアまたはサービスの動作が中断されないこと、エラーがないこと、または欠陥が修正されることを保証しません。Jamf のパッチ管理機能には、Jamf が管理または監視していないさまざまな外部ソースによって作成および維持される情報が含まれていますが、Jamf は、これらの外部ソースに含まれる情報の正確性について一切保証しません。また、Jamf はお客様によるパッチ管理機能の使用またはパッチ管理機能で利用可能な情報への依存に関連する損害または損失について、一切の責任を負いません。

12. **責任の制限**：いかなる場合においても、当事者またはその承継人または譲受人は、本契約に起因または関連する利益の損失、損失時間、損失貯蓄、データの損失、またはお客様による本ソフトウェアまたはサービスの使用または使用不能に起因または関連する業務の中断に対する損害を含むがこれらに限定されない、偶発的、特別的、間接的、結果的、または懲罰的損害について責任を負いません。Jamf による第 10(a) 項、10(b) 項、または 10(c) 項の違反に対するお客様の唯一の救済および Jamf の唯一の責任は、本ソフトウェアの交換または本サービスの再実行となります。いかなる場合においても、いずれか一方の当事者の他方の当事者に対する損害賠償責任の総額 (適用法で定められている場合を除き) は、お客様が Jamf の知的

財産権または第 17 条 (c) に違反した場合、または 13 項に基づく両当事者による第三者賠償義務が発生した場合を除き、損害に関連するソフトウェアまたはサービスに対してクレームに先立つ 12 ヶ月の期間に支払われた金額を超えることはありません。

13. **第三者の免責**：一方当事者(その承継人及び譲受人を含む)は、相手方当事者、その代理人、役員、取締役、従業員、関連会社、承継人、そして譲受人に対し、第三者が主張する妥当な費用及び弁護士費用を含む損害または責任(「請求」)を補償、免責、保護します。Jamf がお客様を補償する場合は、お客様が本契約に従ってソフトウェアを使用または所有していることが第三者の知的財産権を侵害していると主張された請求です。お客様が Jamf を補償する場合は、(i) お客様によるお客様コンテンツ、第三者コンテンツまたは個人情報の Jamf への提供が第三者の知的財産権またはプライバシー権を侵害している、(ii) お客様または第三者サービスプロバイダによる本ソフトウェアおよび/またはサービスの本契約に違反した使用が第三者の知的財産権またはプライバシー権を侵害している、または (iii) お客様が本契約第 17 条 (c) に違反していると主張された請求です。本第 13 条に基づく当事者の補償義務は、補償を求める当事者から請求に関する書面による速やかな通知を受領することを条件とします。また、損害賠償を求める当事者は、当該請求の防御及び解決について合理的な協力を行うものとし、かかる防御及び解決を妨げる行為をしないこととします。

14. **期間、解除、中止**：

- a) **期間**：本契約は、有効日またはお客様が本ソフトウェアまたはサービスの使用を開始する日のいずれか早い方の日に有効となり、(Jamf の裁量により延長される場合を除き) 該当するサブスクリプションが満了するまで、または本契約に基づき終了するまで有効とします。
- b) **解除**：お客様は、Jamf に 30 日前に書面で通知し、サブスクリプションおよびサービスの未払料金を支払うことにより、いつでも本契約、サブスクリプションまたはサービスを終了することができます。Jamf は、お客様が、期日までに適用される料金を支払わない、または本契約のいずれかの条項に違反し、Jamf から書面による通知を受領してから 10 日以内に、かかる違反を是正しない場合、本契約、サブスクリプションまたはサービスを終了することができます。Jamf は、お客様が通常の過程で事業活動を停止した場合、債権者の利益のための譲渡もしくはお客様の資産の類似の処分を行った場合、または破産、更生、清算、解散もしくは類似の手段の対象となった場合、本契約、サブスクリプションまたはサービスを直ちに終了することができます。何らかの理由で契約が終了した場合、お客様は本ソフトウェアまたはサービスの使用を中止し、Jamf の指示に従ってソフトウェアおよび文書のすべてのコピーを破棄する(当該破棄の証明)か、Jamf に返却するものとします。
- c) **ホスティングサービスの停止**：上記にかかわらず、Jamf は、お客様によるホスティングサービスの使用が (i) ホスティングサービスまたは第三者にセキュリティ上のリスクをもたらす、(ii) ホスティングサービスまたは他のお客様のシステムまたはデータに悪影響を及ぼす可能性がある、または (iii) Jamf、その関連会社または第三者を責任の対象とする可能性があるとして Jamf が判断した場合、お客様に通知した時点で直ちにホスティングサービスへのアクセスを停止することができます。お客様が停止通知から 30 日以内に是正しない場合、Jamf は本契約、サブスクリプションまたはサービスを終了することができます。お客様は、いかなる注文に基づく支払いについても引き続き責任を負うものとし、停止期間においても Jamf のサービスレベル合意書に従って利用可能なサービスクレジットを受けることはできません。
- d) **ホスティングサービスの終了**：Jamf は、(i) Jamf がホスティングサービスを提供するために使用するサーバ、ソフトウェア、またはその他の技術を提供する第三者サービスプロバイダが Jamf との関係を終了する、または Jamf がホスティングサービスを提供する方法を変更することを要求する場合、(ii) Jamf がホスティングサービスを提供することによって、Jamf または第三者に重大なセキュリティリスクが生じる可能性があると考えられる場合、または (iii) 適用される法律または政府機関の要求に従うために、ホスティングサービスへのアクセスを直ちに終了することができます。
- e) **バックアップの返却**：ホスティングサービスの場合、お客様が契約終了の 30 日前に書面でバックアップを要請した場合、Jamf は、自らが利用可能なお客様のデータベースの最新バックアップのコピーをお客様に提供し、お客様が Jamf に提供した第三者のコンテンツのコピーを返却します。

15. **通知**：本契約において要求または許可されるすべての通知は書面にて行い、当事者の法務部門宛に前述の住所に直接または速達、もしくは配達証明郵便により届けるものとする。

16. **不可抗力**：いずれの当事者も、当該当事者が合理的に管理することができない、労働争議、天災、政府または軍事機関による行動、火災、暴動、戦争、禁輸措置、インターネットの途絶又は電気通信の障害を含むが、これらに限定されない原因に起因する履行または引渡しの遅延あるいは不履行について、損害賠償の責任を負わない。

17. **法律と輸出規制の遵守：**

- a) 各当事者は、本契約上考えられる行為に適用されるすべての法律を遵守します。
- b) 国際物品売買契約に関する国連条約は適用されず、かかる適用は明示的に除外されます。
- c) **Jamf** が提供するサービス、ソフトウェア、試験用ソフトウェアやその他の技術および派生物は、米国およびその他の国の輸出法規制の対象となる場合があります。各当事者は、アメリカ合衆国政府の輸出禁止対象者リストに記載されていないこと、およびアメリカ合衆国政府の輸出禁止対象者リストに記載された法人または個人に所有されていないことを表明します。お客様は、ソフトウェア、試験用ソフトウェア、またはサービスを、米国の禁輸国において、または米国の輸出法または規制に違反してアクセスまたは使用しないことに同意するものとする。

18. **機密保持：**いずれの当事者も、本契約における両当事者の義務の履行に関連して、専有情報または機密情報を相手方当事者に提供することがある。「**機密情報**」には、当事者のビジネスに関する、当事者にとって価値があり一般には知られていないすべての情報、特にソフトウェア、試験用ソフトウェア、およびお客様のコンテンツに関する情報が含まれますが、これらに限定されません。機密情報には、(a) 受領当事者の作為または不作為にかかわらず、合法的に公知となった情報、(b) 開示に対する制限なしに当事者の合法的な所有となった情報、そして(c) 一方の当事者が相手方当事者の機密情報を使用または依拠することなく独自に作成した情報は含まれません。各当事者は、相手方当事者の機密情報を、自らの機密情報を保護するのと同程度の注意（ただし、合理的注意を下回らない）をもって保護することに同意します。いずれの当事者も、本契約に基づき許可されている、または当事者の義務の履行において要求される場合を除き、機密情報を使用したり、第三者に漏らしたりしないものとします。明確にする目的で記すと、お客様は自らの関係会社が本契約に基づき承認されたとおりにソフトウェアを使用するために合理的に必要な範囲で、**Jamf** の機密情報をお客様の関係会社に開示することができます。本第 18 条に基づく両当事者の機密保持義務は、本契約の（いかなる理由による）終了より 3 年間継続します。ただし、営業秘密に関しては、かかる義務は機密情報が法的に営業秘密である限り継続するものとする。

19. **情報セキュリティとデータ処理：****Jamf** は、本契約の期間中、常にお客様のコンテンツのセキュリティ、機密性、または完全性に対する予想される脅威から保護するために設計された適切な管理上、物理的、技術上、および組織上の保護およびセキュリティ対策を実施し、維持するものとする。**Jamf** は、お客様の指示および適用法（データ保護法を含む）に基づいてのみ、個人情報を処理します。**Jamf** は、米国商務省によって管理されている EU - 米国間プライバシーシールドの枠組みを自己認証し、これに準拠し、自己認証を維持します。両当事者は、必要な範囲内で、データ保護法に準拠した個人情報の国境を越える移転義務を満たす適切かつ相互に合意された書面による契約を締結するものとする。

両当事者は、**Jamf** は、お客様がソフトウェアまたはサービスの利益を享受するために個人情報を提供することを必要としない（または要求しない）こと、およびそのデバイスを管理する目的でソフトウェアに個人情報を入力することは、お客様の単独の選択であることに同意する。お客様は、ソフトウェアで管理されるデバイスを識別するために、個人情報を構成しない匿名の識別子（例：Apple Mac シリアル番号 xxx-xxx）や個人情報を構成しない代替方法を使用することを推奨されています。いかなる場合においても、お客様は、GDPR で定義されている特別な種類の個人情報を **Jamf** に提供することはありません。

20. **政府のエンドユーザ：**ソフトウェア、試験用ソフトウェアおよび文書は、48 C.F.R. § 2.101 (b) に定義されている「商用コンピュータソフトウェア」および「商用コンピュータソフトウェア文書」です。ソフトウェア、試験用ソフトウェア、および文書におけるお客様の権利は、本契約の条項によってのみ規制されます。

21. **統一コンピュータ情報取引法（「UCITA」）：**いずれかの当事者が何らかの形で採用した UCITA、またはそのバージョンは本契約には適用されず、UCITA が適用される範囲で、両当事者は、本契約に含まれるオプトアウト条項に従って UCITA の適用を選択しないことに合意します。

22. **第三者の認証：**ソフトウェアまたはサービスの一部では、オープンソースソフトウェア、サードパーティ製ソフトウェアおよびその他著作物が使用されている場合、または含まれている場合があります。かかるソフトウェアおよびお客様によるソフトウェアおよび/またはサービスの使用は、ソフトウェアに記載されている、またはお客様の要求に応じて提供される当該第三者ライセンスの対象となります。お客様による第三者ライセンスの使用には、当該第三者ライセンスの条項が適用されます。**Jamf** は、ソフトウェアおよびサービスと共に使用される、またはソフトウェアに組み込まれるオープンソースおよびサードパーティのソフトウェアを使用および配布する権利および権限を有することを表明し、適用されるすべてのオープンソースおよびサードパーティ製ソフトウェアライセンスの遵守を維持するものとする。

23. **データの収集：****Jamf** およびそのサービスプロバイダは、ホスティングサービスおよびソフトウェアの統計データ、使用データ、構成データ、およびパフォーマンスデータ（総称して、「パフォーマンスおよび使用状況データ」）、およびお客様のコンテンツをホスティングサービスのパフォーマンス、整合性、および安定性の監視、技術的またはセキュリティ上の問

題への対処または防止、サポートサービスの提供、そしてホスティングサービスまたはソフトウェアの改善の為に収集および使用することができます。本サービスの提供に必要な場合を除き、**Jamf** は、お客様のコンテンツにアクセス、使用、または処理することはありません。本契約の期間中および期間後、**Jamf** およびそのサービスプロバイダは、パフォーマンスおよび使用状況データ、およびお客様のコンテンツを、何らかの目的で使用および開示することができます。ただし、かかるパフォーマンスおよび使用状況データ、およびお客様のコンテンツは、データまたはコンテンツ (該当する場合) がお客様またはお客様の従業員やエンドユーザを含む個人を識別しないように、最初に識別解除、匿名化、集計されています。

24. 準拠法、管轄、裁判地：法の抵触に関する規定にかかわらず、本契約はアメリカ合衆国ミネソタ州の法律に準拠します。

- a) **アメリカ合衆国内のお客様：**お客様がアメリカ合衆国に所在する場合、本契約に基づいて発生する訴訟の唯一かつ排他的な管轄権および裁判地は、ミネソタ州ミネアポリスに所在する連邦裁判所および州裁判所となります。お客様は、この独占的裁判地、これらの裁判所の人的裁判管轄権、および民事訴訟規則に従った訴訟の送達に同意し、この裁判地が不便であるという異議を放棄します。
- b) **アメリカ合衆国外のお客様：**お客様がアメリカ合衆国以外に居住している場合は、アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨークで効力を有する国際商業会議所の仲裁規則 (「**ICC 規則**」) に従って、法的拘束力のある仲裁にあらゆる紛争を付託するものとします。仲裁は、英語で実施されます。両当事者国は、ソフトウェアの使用許諾及び契約に関する紛争について実質的経験を有する単一の商事仲裁人を選定します。仲裁要請から **10** 日以内に両当事者が仲裁人を選定することができない場合には、**ICC 規則** に従い、一名の仲裁人を選定します。仲裁人は、仲裁人が決定する衡平な方法により、特定の履行を行う権限および仲裁に要する費用を両当事者間に配分する権限を有します。仲裁人の裁定の受諾、記入および執行命令については、管轄権を有する裁判所に申請することができます。
- c) **差し止めによる救済：****Jamf** は、適切な管轄権を有する裁判所に差止命令による救済を求める訴訟をいつでも提起することができます。

25. 雑則：本契約は、本契約の主題に関する両当事者間の完全な合意を構成し、書面または口頭によるかを問わず、本契約の主題に関する事前のすべての理解に優先します。両当事者が書面により署名しない限り、本契約書の規定の改正または修正は拘束力を有しません。当事者による本契約のいずれかの規定違反の権利行使の放棄は、その後のいかなる違反についての権利放棄として運用または解釈されるものではありません。本契約の終了後にその性質上履行または執行される本契約書の規定は、本契約の終了後も存続します。**Jamf** は、本契約を関係会社に、または合併もしくは **Jamf** の実質的なすべての資産の売却に関連して譲渡することができます。本契約は、両当事者、その承継人及び認められた譲渡人を拘束し、かつ、これらの者の利益のために効力を生じます。本契約書が、英語以外の言語に翻訳される場合、英語版が優先されるものとします。本契約は、複数の副本で締結することができ、各副本は一体で同一の文書を構成します。**Jamf** は、本契約においてお客様に明示的に付与されていないあらゆる権利を留保します。

26. 署名者の権限：本契約に署名する各当事者は、自らが正当に権限を与えられた者であり、かつ、この契約を締結する法的能力を有することを表明し、保証します。

27. 発効日：本契約は最終署名日からその効力を生じます。

JAMF Software, LLC

署名 :

名称 :

役職 :

日付 :

Jamf 社内アカウント参照先 :

会社

署名 :

名称 :

役職 :

日付 :

企業正式名称 :

法人の種類 :

住所 :

州/都道府県 :

郵便番号 :

国 :